

外来生物の特徴と第二次選定に際しての留意点（哺乳類・鳥類）（案）

（１）導入形態・利用形態

外来の哺乳類・鳥類は、天敵導入、実験動物、展示動物、愛玩などの目的で利用され、意図的に我が国に持ち込まれているものがほとんどである。

教育や愛玩の目的では公共施設、個人、民間施設等で多数の個体が飼育されているが、その実態が十分に把握されていないものがある。

（２）生物学的特性と被害に関する知見

哺乳類は生態系における栄養段階の上位に位置することから、外来の哺乳類の定着による生態系への影響は一般的に大きく、直接的な捕食や競合、農林業への被害等の事例が報告されている。

我が国の固有種や固有亜種に対応する大陸系の近縁種が存在し、極めて交雑を起こしやすいと考えられる種が複数存在するが、被害の評価が困難な場合がある。

外来の鳥類については、定着に係る報告はあるものの生態系や農林水産業に与える被害に係る調査研究事例が全般的に少ない状況にある。

（３）関係する他の法令

鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律、感染症法、動物愛護管理法等の他法令により、輸入や飼養の制限がなされているものがある。

（４）規制により期待される効果

意図的に我が国に持ち込まれているものがほとんどであるため、法律に基づき飼養等に係る規制を行うことは、生態系等への影響を防止する上で効果的である。